

2018年12月12日
藤女子大学 学生課

日本学生支援機構の奨学生であった卒業生の皆様へ

本学を卒業された皆様は、様々なお立場でお元気にご活躍されていることと存じます。
在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆様は、卒業された年の10月から奨学金の返還が開始されていることと存じます。

ところで、奨学金は口座振替により返還することとなっていますが、例年、最初の引き落としが
できない方がいるそうです。

最初の引き落としができないと、延滞となってなかなか抜け出せなくなる恐れがあります。

そのようなことがないように、在学中からさまざまな機会に説明し資料などをお配りしましたが、
改めて《注意喚起》としてお知らせいたします。

あなたの返還金は、口座から、きちんと引き落とされていますか。

あるいは、口座振替の手続きを行っていないため、日本学生支援機構から請求書を受け取って、
まだ支払いが済んでいないようなことはありませんか。

もう一度、ご確認ください。

万一、返還が困難な場合は、「返還期限猶予制度」や「減額返還制度」などの仕組みがあります
ので、【日本学生支援機構の相談窓口】に電話してください。

ご相談の際には、奨学生番号を準備してお問合せください、

このお知らせを見た時点で、既に返還されている、或いは在学届の提出や返還期限猶予などの手
続きを済まされている方は、特に手続きは必要ありません。

2017年度から各学校の貸与及び返還に関する情報が、日本学生支援機構のホームページ上で
公開されています。また、奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となります。

本学としても、後輩学生たちのため、皆様に格別の留意をお願いしたいと存じますのでよろしく
お願いいたします。

【日本学生支援機構の相談窓口】 電話0570-666-301

(海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル03-6743-6100)

詳しいことを知りたいときは、日本学生支援機構の返還についてのホームページ

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>